

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和元年美浜町議会第4回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 谷口議員、4番 北村議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和元年美浜町議会第4回定例会会期予定表

12月10日火曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、全員協議会、各常任委員会を開きます。

12月11日水曜日、本会議、一般質問

12月12日木曜日、本会議、一般質問

12月13日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から12月13日までの4日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定について

議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について

議案第5号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第6号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第7号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第8号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第9号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第10号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、監査委員から、例月出納検査及び第1回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和元年美浜町議会第4回定例会に提案いたしました議案10件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されます。

法律の改正理由につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する必要があるという理由でございます。

具体的には、ボーナス（期末手当）の支給については、年間0.8カ月から2.6カ月となり、正職員と同じ月数でございます。また、退職金の支給や休暇など、勤務条件、待遇面がよくなる改正でございます。

議案第3号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、人事院勧告による改正でございまして、改正内容につきましては、3点

ございます。

1点目の勤勉手当の改正で、現行の勤勉手当は、年間1.85カ月のところを0.05か月引き上げ、年間1.9か月とするものでございます。

2点目は、給料表の改正で、民間との較差0.09%を埋めるため、初任給及び若年層の給料を引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定を行います。平均改定率は、0.1%でございます。

3点目は、住居手当の改正で、手当の支給対象となる家賃の下限を12千円から16千円に、手当の上限を27千円から28千円に引き上げとなります。

以上、3点の改正内容でございます。

議案第4号は、令和元年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36,748千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億11,241千円とするものでございます。

最初に、全体的なこととして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございます。この補正は、人事院勧告による増加分、人事評価、共済費の標準報酬月額の変更等が主な要因でございます。また、副町長、休職者、退職者の人件費につきましても減額補正してございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金は、サービスの利用の増加に伴い、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、利用者及びサービスの利用の増加に伴い、障害者自立支援給付費等負担金の追加、国民健康保険保険基盤安定負担金は、確定によるものでございます。

児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、私立の保育所・幼稚園の受け入れ人数の増加によるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金は、利用者及びサービスの利用の増加によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金は、国民健康保険保険基盤安定負担金の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、確定によるもの、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、障害者自立支援給付費等負担金の追加でございます。

児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費県費負担金でございます。

8ページ、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金は、地域生活支援事業費補助金でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、小規模土地改良事業は、西中地区水路改修の補助金でございます。

林業費補助金、松くい虫防除事業損失補償金は、森林病虫害等防除事業（特別伐倒駆除）の補助金でございます。

水産業費補助金、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業は、今年度の台風による海岸漂着物を処理するための補助金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、各基金の利子でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金は、実績見込みにより追加するものでございます。主な要因は、県内の各市町と協定を結び、返礼品の拡充が図れたことなどによるものでございます。

諸収入、雑入、雇用保険料自己負担分は、休職者、退職者の代替職員の雇用保険料自己負担分でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、議会費は、人事院勧告、人事異動等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、副町長の人件費、職員の退職や休職、人事異動、人事院勧告等によるもの、賃金は、休職者、退職者の代替職員の賃金、旅費は、実績見込みによるもの、役務費は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績見込みによるものでございます。

財政調整基金費の追加、12ページ、高齢者福祉基金費の追加、減債基金費の追加は、利子の積立金でございます。

徴税费、税務総務費の減額、戸籍住民基本台帳費の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

14ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、人事院勧告等によるもの、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

国民年金費の追加、老人福祉費の追加は、人件費の補正と各特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費は、人事異動等による人件費の補正、委託料の移動支援事業は、利用者及びサービスの利用の増加による追加、扶助費は、障害介護給付費では、利用者及びサービスの利用の増加による追加、障害児給付費では、サービスの利用の増加によるものでございます。

地域包括支援センター運営費は、人事院勧告や超過勤務手当等によるものでございます。

16ページ、児童福祉費、児童福祉施設費は、入所児童が増加したことによる広域入所負担金、認可保育所負担金の追加でございます。

児童措置費は、超過勤務手当等の人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は、人事院勧告、超過勤務手当等によるもの、そのほか、育休取得中の職員が第2子の出産により産前産後休暇に切りかわったことによる人件費の追加でございます。

18ページ、農林水産業費、農業費、農業委員会費の追加、農業総務費の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

農地費は、工事請負費で、小規模土地改良事業として西中地区水路改修と農業集落排水

事業特別会計への繰出金でございます。

林業費、林業総務費は、森林病虫害等防除事業（特別伐倒駆除）の追加でございます。補助率は100%でございます。

水産業費、水産業振興費は、人件費の補正と紀州日高漁協製氷施設改修事業でございます。老朽化等による改修事業を行うものでございまして、紀州日高漁協2分の1、美浜町2分の1の負担でございます。

20ページ、漁港建設費、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業は、今年度の台風による海岸漂着物を処理するための費用でございます。

美浜町水産振興基金費は、利子の積立金でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費の追加、道路橋梁費、道路新設改良費の追加は、人件費の追加でございます。

22ページ、都市計画費、下水道費76千円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

住宅費、住宅基金費は、利子の積立金でございます。

教育費、教育総務費、事務局費は、10月1日付で新教育長の就任に伴う特別職期末手当等の減額や人事院勧告等によるものでございます。

外国青年招致事業費は、自治体国際化協会への負担金の確定によるものでございます。

24ページ、幼稚園費、私立幼稚園負担金は、入園園児の減少見込みによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費は、職員の育休による減額、超過勤務手当の追加、人事院勧告等によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費は、人事院勧告等によるものでございます。

議案第5号は、令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14,020千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億381千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険関係事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の導入に向けたシステム改修の補助金でございます。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金、保険給付費等交付金（普通交付金）は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から普通交付金として交付されるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、利子の追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定と人件費の補正の繰入金でございます。

8ページ、繰入金、基金繰入金は、財源不足額を前年度繰越金により充当したことによ

る減額でございます。

繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、特定健康診査等負担金は、過年度分特定健康診査等負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、超過勤務手当等の人件費の補正と委託料は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の導入に向けたシステム改修費でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の追加、高額療養費、一般被保険者高額療養費の追加は、実績見込みによるものでございます。

基金積立金は、利子の積立金でございます。

12ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、特別交付金償還金は、過年度特別交付金の精算によるものでございます。

議案第6号は、令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ104千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を72,620千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

議案第7号は、令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ76千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億30,876千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

議案第8号は、令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ72千円を減額し、補正後の

歳入歳出予算の総額を8億46,771千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子で
ございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は、人事院勧告等による人件費の繰入金でござ
います。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、人事院勧告等による人件費の補正でござ
います。

保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費の減額、居宅介護住
宅改修費の追加、高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費の追加、
10ページ、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費の追加は、い
ずれもサービス利用者の実績見込みによるものでございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金は、利子の積立金でございます。

議案第9号は、令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,406千円を追加し、補正後
の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億20,811千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は、人事院勧告等による人件費の補
正と過年度分療養給付費負担金の精算によるものでございます。

保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでござい
ます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、人事院勧告等による人件費の補正と後
期高齢者医療広域連合納付金は、確定によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、過年度分療養給付費負担金の精算による
ものでございます。

議案第10号は、令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてござい
ます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするもので、人事院勧告等による人件費の増
額でございます。

収益的支出の補正額は48千円の増額で、事業費用合計は1億33,559千円となっ
てございます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時二十八分散会

再開は、あす11日午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会を開きます。お疲れさまでした。